

社会福祉法人

日本肢体不自由児協会

定 款

たとえ肢体に不自由なところあるも、次の社会を担って我邦の将来を決しなければならない児童達に、くもりのない魂と希望とをもたせ、その天稟をのばさせなければならない。それには児童を一人格として尊重しながら、先ず不自由な個処の克服につとめ、その個性と能力とに依じて育成し、以て彼等が将来自主的に社会の一員としての責任を果たすことが出来るように、吾人は全力を傾盡しなければならない。

— 高木憲次博士「療育の理念」より —
(「療育の碑」碑文全文)

本 部 日本肢体不自由児協会
東京都板橋区小茂根 1 丁目 1 番 7 号
電話 03 (5995) 4511

施 設 心身障害児総合医療療育センター
東京都板橋区小茂根 1 丁目 1 番 10 号

中央療育相談所
東京都板橋区小茂根 1 丁目 1 番 7 号

高木記念日本平ロッジ
静岡県静岡市

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 心身障害児総合医療療育センターの受託経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 肢体不自由児中央療育相談所の経営

(ロ) 児童厚生施設高木記念日本平ロッジの経営

(ハ) 障害児通所支援事業の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

2 心身障害児総合医療療育センターが実施する事業については別に定めるところによる。

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人日本肢体不自由児協会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を東京都板橋区小茂根 1 丁目 1 番 7 号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 12名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち、理事の互選により、1名は会長、1名は理事長、2名は常務理事となる。
- 3 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち2名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、理事長がその職務を代理する。
- 3 理事長のみが、この法人を代表し、会務を統轄する。
- 4 常務理事は、理事長の命を受けて常務を処理する。

(役員報酬等)

第7条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第8条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議

事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第 9 条 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長はあらかじめ指名する常務理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(理事の選任等)

第 10 条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

(監事の選任等)

第 11 条 監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(監事による監査)

第 12 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び厚生労働大臣に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 会長、理事長、常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(職員)

第 14 条 この法人の本部に、事務局を置く。

2 事務局、施設等に、職員若干名を置く。

3 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

- 4 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 総裁、顧問及び参与

(総裁)

- 第15条 この法人に、総裁を置くことができる。総裁は、理事会の議決を経て、会長が推戴する。
- 2 総裁は、この法人の運営に関し、会長に意見を述べることができる。

(顧問及び参与)

- 第16条 この法人に、顧問及び参与を置く。
- 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応じ、会務に関し意見を述べるものとする。
 - 4 参与は、本会の事業計画に関し意見を述べるものとする。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第17条 評議員会は、25名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 4 評議員会に議長を置く。
 - 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
 - 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
 - 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第18条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第19条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第20条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第21条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第5章 資産及び会計

(資産の区分)

第22条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 50,000,000円

(2) 建物

ア. 東京都板橋区向原三丁目 1 3 3 8 番地 8 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 7 階建事務所及び共同住宅

1 棟 (延 2,542.51 平方メートル)

イ. 静岡県静岡市所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付平家建宿舍

1 棟 (延 617.98 平方メートル)

及び鉄筋コンクリート造陸屋根平家建集会所

1 棟 (122.77 平方メートル)

(3) 土地

ア. 東京都板橋区小茂根一丁目 2 9 9 8 番 5 所在の土地

1 筆 (346.19 平方メートル)

イ. 東京都板橋区向原三丁目 1 3 3 8 番 8 所在の土地

1 筆 (1,694.76 平方メートル)

ウ. 静岡県静岡市所在の土地

1 筆 (9,904.17 平方メートル)

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 3 1 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 3 3 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 2 3 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、厚生労働大臣の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構

の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。

以下同じ。) に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資にかかる担保に限る。）

(資産の管理)

第 2 4 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第25条 この法人は、特別会計を設けることができる。

- 2 心身障害児総合医療療育センターの経営に関する厚生労働省の委託事業についての会計は、特別会計とする。

(予算)

第26条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第27条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第28条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第29条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第30条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第6章 公益を目的とする事業

(種別)

第31条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 肢体不自由児療育思想の普及
- (2) 肢体不自由児療育図書の刊行
- (3) 子ども発達支援センター事業の受託

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第32条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第7章 収益を目的とする事業

(種別)

第33条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 賃貸住宅（向原フラット）の経営
- (2) 駐車場の経営
- (3) 貸事務所の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第34条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第8章 会 員

(会員の資格)

第35条 会員は、肢体不自由児療育関係者及びこの法人の事業に理解を持ち協力するもので、入会を申し出た者をもって会員とする。

2 会員に関する規程は、別に定める。

第9章 支部

(支部の設置)

第36条 本会は、必要に応じ適當の地に支部を置くことができる。ただし、東京都には支部は置かない。東京都における支部業務は、本会が行う。

2 支部に関する規程は、別に定める。

第10章 解散及び合併

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第39条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人日本肢体不自由児協会の掲示場に掲

示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。ただし、この法人の成立後、遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事	高 木 憲 次	堤 直 温
	近 藤 宏 二	岩 原 寅 猪
	片 山 良 亮	斎 藤 一 男
	斎 藤 文 雄	中 村 元 督
	原 泰 一	橋 本 龍 伍
	青 木 秀 夫	我 妻 栄
	赤 木 朝 治	
監 事	浜 口 雄 彦	千 金 良 宗 三 郎

(過去の経緯)

昭和24年11月1日	寄付行為議決
昭和25年2月28日	財団法人設立認可
昭和27年3月5日	定款議決
昭和27年5月17日	社会福祉法人組織変更認可
昭和28年4月18日	定款一部変更認可
昭和28年11月30日	定款一部変更認可
昭和29年11月2日	定款一部変更認可
昭和31年8月29日	定款一部変更認可
昭和32年10月15日	定款一部変更認可
昭和33年7月26日	定款一部変更認可
昭和35年9月15日	定款一部変更認可
昭和37年9月7日	定款一部変更認可
昭和38年4月4日	定款一部変更認可
昭和39年4月9日	定款一部変更認可
昭和43年11月20日	定款一部変更認可
昭和45年3月5日	定款一部変更認可
昭和51年12月27日	定款一部変更認可
昭和55年1月25日	定款一部変更認可
昭和56年3月13日	定款一部変更認可
昭和63年8月17日	定款一部変更認可
平成元年7月25日	定款一部変更認可
平成3年6月29日	定款一部変更認可
平成4年5月6日	定款一部変更認可
平成5年9月28日	定款一部変更認可
平成7年9月7日	定款一部変更認可
平成11年11月5日	定款一部変更認可
平成22年2月8日	定款一部変更認可
平成24年3月19日	定款一部変更認可
平成24年12月21日	定款一部変更認可